様式第４号（第11項関係）

審議会等の名称	令和２年度第２回青少年問題協議会
開催日時	令和２年11月27日（金） 午前10時00分～　時　分
開催場所	西脇市民会館　中ホール
出席委員の氏名又は人数	片山象三会長、笹倉邦好副会長 大江智香代委員、藤原小織委員、岡田和仁委員 古家幹也委員、松田一郎委員、中野裕和委員 長尾芳明委員、生田　悟委員、梶原由美委員 大橋正子委員、藤元康之委員、村上佳也委員 藤原健二専門委員、金田直也専門委員、白石良樹幹事、山本友之（代理出席）幹事、竹内友哉幹事
欠席委員の氏名又は人数	髙瀬志宣委員、内橋和彦委員、内藤兵衛委員、岩本理香委員、多賀伸行委員、河原淳専門委員
出席職員の職・氏名又は人数	教育部長　森脇達也、こども福祉課長　鈴木成幸、学校教育課主幹　衣川正昭、青少年センター主査兼所長　小林賢也
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	
議題又は協議事項	１　開会 ２　あいさつ ３　報告 ４　協議 ５　閉会

会議の記録（概要）

発言者	発言内容等
会長	**あいさつ** 青少年を取り巻くネット環境において、ＳＮＳが原因で発生するトラブルやいじめ等報道が絶えない。 西脇市内でも一人１台のタブレット端末が10月で全校に配布される。 このような中、情報端末をいかに有効活用するか、また、いかに子どもを見守っていくかが今後の課題である。 前回、提案があった委員間でのＳＮＳを活用した情

	報共有について、今回ご協議をいただくことになっており、ひとつひとつの意見が大変貴重ものと感じているので、忌憚のないご意見、提案をお願いします。
幹事	それでは、ここからの進行は、笹倉副会長にお願いいたします。
副会長	これから大きな課題であるデジタル化に対応するため、青少年のあり方も含め、さらに見える化ができればと考える。 子どもたちを見守っていくにはどうすればいいか、今日はご協議いただきたい。
	報告事項
副会長	青少年問題の現状と課題について各幹事から説明をお願いします。 最初に少年非行の概況について、西脇警察の白石幹事お願いします。
幹事	犯罪少年の件数は９名です。 窃盗、自転車盗、わいせつ事案、物を壊すといった状況です。 西脇署管内では、深夜徘徊の数が群を抜いて多い状況で、コロナでの自粛があり、学生の補導は、多少減っている状況にあります。 また、少年がインターネット等で被害に遭うことが増加している状況で、西脇警察で児童ポルノや、女子がＳＮＳで知り合った男性と交際するという状況もあります。 結果的には暴行傷害等であっても、誹謗中傷が原因となりけんか、暴行傷害に発展するケースも増えています。 事件については、名誉棄損となる誹謗中傷によるいじめも増えています。ＳＮＳやインターネットの使用に関しては、学校、家庭等においての指導が大切にだと思います。 少年非行の概要は以上です。
副会長	家庭児童相談の概況につきまして、鈴木幹事よろし

	くお願いします。
幹事	家庭児童相談は、令和２年上半期において、養護相談 127件、内虐待20件です。 保健相談３件、障害51件、非行０件、育成相談142件、その他４件で合計 327件の相談件数です。 昨年同時期は、 331でほぼ横ばいとなっています。 児童虐待20件、内訳として身体的虐待３件、心理的虐待11件、ネグレクト６件です。 昨年同時期は19件で、横ばいとなっています。 令和２年９月末現在の母子自立支援員相談は、生活一般69件、内訳として配偶者等からの暴力17件、児童相談30件、経済的支援・生活援護に関する相談74件、合計 173件です。 昨年同時期 178件で、これもほぼ横ばいです。 ＤＶ17件の詳細は、身体的暴力10件、言葉の暴力６件、精神的暴力10件です。 総数が違っていますが、精神的暴力と身体的暴力の他、重複したものがそのうち９件です。 前年同時期14件で、身体的暴力４件、言葉の暴力１件、精神的暴力１件となっています。 家庭児童相談の概況は以上です。
副会長	続きまして、令和元年度の児童生徒の問題行動件数について、青少年センター小林所長お願いします。
所長	小学校でのいじめを含めた問題行動の件数につて、前年同月の令和元年10月と比べて53件から27件と減少しています。 減少している項目は対教師暴力、生徒間暴力、不良交遊・危険遊戯・指導不服従等、また、いじめの件数も減少しています。 中学校では、いじめを含めた問題行動が55件、前年同月48件なので、こちらは横ばいです。 しかしながら、小学校でのいじめの件数が減少しているところにつきましては、些細なことでも報告をいただき、事案の小さな間に、いじめの芽を摘むという対応をとっています。 この数字が減ったからといって、本当に喜んでいい

	ものか、この辺は慎重に調査を進めていかなければならないと感じております。 長期欠席は、小学校で不登校８名、前年同月は10名で減少しています。 また中学校では現在25名、前年同時期39名で、少し減少しています。 児童生徒の問題行動件数の概況は以上です。
副会長	最近、報道でヤングケアラーということがよく言われていますが、市では把握しているのですか。
幹事	調査は難しいところがあり、市独自の調査はしていません。 ただ、厚労省も課題としてとらえているようで、近々、文科省等を通じて調査を行うことも報道されています。また、別の角度から、介助する側、例えば、ケアマネージャーの調査も今後、何らかの形で出てくると思います。 家庭内で起こっている問題で表面化しないので、学校を休む、遅刻が多い等、学校で把握するのも方法かと思います。 ただ、市としましても、祖母の介護に疲れ、祖母を殺めてしまうという事件があり、高校生や大学生等、児童生徒以外の方たちの把握も課題と考えています。 国等において、ヤングケアラー対策についての仕組みづくりも必要かと思っています。 ただ、最近社会問題化したため、今の段階では、明確に「調査をします。」ということは言えません。 国の動向を見ながら対応し、今後、この会議の場で何らかの報告や説明できればと思います。
副会長	家庭内の問題ではありますが、青少協委員の区長会や民生児童委員等、それぞれ地域を通じて、何かヒントがあれば、これもまた共有し、子どもたちを守る視点で必要ではないかと感じています。
副会長	他、ご質問はありませんか。
会長	母子・父子支援相談で、生活一般、経済的支援・生

	活援護が昨年と比較して増えてないと感じました。 　コロナの影響で増えたと思っていたので、安心しましたが、逆に、現場におられる民生委員の方や、社会福祉協議会の現状の認識、感覚というものを教えてください。
委員	正確な数字は、把握できていませんが、コロナ関係での特別貸付は、昨年度に比べて増えています。 　これは母子・父子には当たりませんが、市内の在日の外国人、若しくは、それに類する方々が借り、普段の10倍を超える申請があります。 　ただ、返済が必要ですので、検討しながら貸付を行っています。
委員	ヤングケアラー等、実際に問題になる前に、関係機関で対応していただいていると思いる。 　民生委員で、子どもを中心に活動していますが、以前、ヤングケアラーの問題で、社会福祉協議会等に対応していただことがありました。
	協議事項(1)
副会長	協議事項(1)「日常的に青少年を見守るシステム（ロゴチャット）の構築」について、提案説明をお願いします。
監事	前回、委員同士が日常的に情報を共有し、問題解決を行うシステム作りはできないか。というご提案をいただき、システムの検討を行い、ロゴチャットの導入について提案します。 　実際、西脇市都市経営部次世代創生課が試験運用を行っており、多くの自治体の防災関係で使用されています。 　自治体間で情報共有を前提に開発されており、安全性の高いアプリとなっております。 　運用の目的は、各委員が所属する団体において、青少年の問題に関することが取り上げられた場合や、日頃の活動や、普段の生活において気づいたこと等を共有することにより、本協議会の開催を待たずに、解決や方策を練ることができると考えます。

	運用にあたり、ＮＩＴ情報技術推進ネットワーク㈱の篠原嘉一様からもご意見を頂き進めていく予定です。 それでは、実際にどのようなものかをプロジェクターを使って説明させていただきます。 プロジェクターにて説明
副会長	ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見を伺いたいと思います。補導委員の村上委員ご意見をお願いします。
委員	補導委員の活動中に目にした事案については、比較的リアルな報告ができると思います。 しかし、他から聞いた情報については、どこまで正確に伝わるのか心配です。 しかし、どういう形であれ、使ってみないと分かりませんので、導入する方向で進めましょう。
副会長	民生児童委員の大橋委員、ご意見をお願いします。
委員	私たちの活動は、情報を伝え聞くことが多いです。 聞いた内容によっては、自分の目で確認してからでないと、関係機関に伝えられないことがあります。 以前、小学生の保護者から、コロナの休校中に、タブレット端末を操作して、テレビ電話で知らない人と話をしている。との、連絡がありました。 該当者には、軽度の発達障害があり、端末を取り上げるとパニックになる状況でした。 関係機関に即対応いただき、携帯やタブレット端末を操作しないよう指示を行い、学校でも対応していただいた。 保護者の言うのを全て受け取ってしまと、きりがないのですが、放っておくと問題になるので、すぐに動かせてもらいました。
副会長	今やろうとしているチャットについても、平等に共有する道具として、考えた方がよろしいですね。 他ご意見をお願いします。
委員	Ａさんがロゴチャットに入ると、メンバー全員につ

	ながる。という認識でいいでしょうか。
幹事	委員全員に共有されます。 しかしながら、個人名や、個人が特定できる写真や情報は投稿禁止です。
委員	例えば、子どもが学校に相談したい事案があったとしても、それは学校とのやり取りであり、チャットには掲載することではないのですか。
幹事	学校の指導事案を共有することはありません。
委員	わかりました。
副会長	写真は盗撮になるので注意が必要です。また、携帯電話を落とした場合のことや、委員の任期のことも検討が必要です。 チャットを導入することについて、ここで決めさせていただいてよろしいでしょうか。
副会長	反対がないので、チャットを導入することといたします。 今後の活用や、手続きについては、事務局で進めていただきますが、スタートは何時頃になるのか。
幹事	開始につきましては、予算が伴います。 準備等を含め４月からの運用と考えております。
	協議事項(2)
副会長	ダブレット端末や、スマートフォンの有効活用のあり方について、提案説明をお願いします。
幹事	第１回目の本協議会では、子どもの情報機器の活用のあり方、活用の仕方をご協議いただき、事前に各委員からご意見をいただき、そのご意見を分野別に分けています。 従前より問題となっているリスクについては、引き続き啓発、指導していく必要がある。とのご意見がありました。

	また、一人１台タブレット端末の導入を機に、学習効果を上げることや、不登校児童生徒への対応等、有効活用する機会が多くなるのではないかと、大きく分け二つのご意見がありました。 これにより、インターネット環境の危険性への対応も含め、これからの時代、情報機器は必要不可欠なものと捉え、子どもたち自らが、有効な使い方を身につけ、学びを進めていくことが重要であり、その環境を整えていく必要があると考え、提案説明させていただきます。 協議の視点として、学校の役割、保護者の役割、子ども自身が身に付けるべきこと、地域社会の役割、行政の役割と、視点を５つ示し、協議をお願いします。
副会長	学校では、一人１台のタブレット端末を配布する準備ができています。 それを学校だけでなく、家庭学習にも活用していく取組みが考えられ、タブレット端末等を文房具の一部と捉え、辞典を持ち歩くような感覚で使われる時代が来ることになります。 子どもたち中心の話題なので、中学校の松田委員、ご意見をお願います。
委員	学校が４月から５月まで休校期間で、特に表面上、大きな問題もなく過ぎましたが、学校再開後、やはりネットやＳＮＳのトラブル、友人同士の中傷等、数件ありました。 子どもたちの生活についても、昼夜逆転の生徒がいます。 学校として、情報リテラシー、あるいは情報モラルについて、指導を行っています。 しかし、子どもたちは、以前から家では、一人１台の情報端末を使っているので、ゲーム依存は非常に深刻です。 大人、あるいは保護者も含めて、家庭でのコントロール機能不全、あるいは、認識不足、あるいは取り上げること等、そういうことができないかと、ＰＴＡに呼び掛け、研修会を行います。 しかし、本当に聞いて欲しい保護者が来ないのが、

	大きな課題です。 　実際、日々学級担任として、問題に関わっている本校の教員から説明をお願いします。
幹事	つい先日、家でのパソコンの保有状況や、Wi-Fi環境について調べましたが、ほとんどの生徒が有していました。 　学習面では、タブレット端末が与えられるが、大きな変化がおこるわけではないと思います。 　端末に関しては、我々の管理が一番問題となるところだと思います。
副会長	大人の機能不全といいますか、保護者自身の生活のあり方についても提言がありました。講演会に来てほしい親が来ない、この問題は非常に難しい問題を含んでおり、課題がたくさん出たように感じます。 　引き続き古家委員お願いします。
委員	子どもにアンケートを取ったところ、90パーセント以上の児童が毎日ゲームをしています。 　中にはオンラインで、知らない人とつながっている子どももいます。 　「今日はオンラインでゲームしようね」と約束をして帰宅する。いわゆるゲームができないと友達ができないという状況もあります。 　昔だと、グローブがないと遊べない。というようなことがありましたが、今はゲームに代わっていると感じています。 　今度、導入される一人1台の端末ですが、職員の中でしっかりとスキルを中身につけ、検討していきたいと思っています。
副会長	続きまして、高校生の実態について、中野委員お願いします。
委員	高校の場合は、成人ということを念頭に置き、指導する必要があり、ネットをどれだけ活用できるかというところに焦点を置き考えています。 　ただ、本校の場合、4年生で成人になる生徒もいる

	ため、個人の尊重ということも念頭に置き、指導しないといけません。 　学校の役割でもありますように、授業で事あるごとに情報モラルについて指導はします。しかし、最終的には、本人が決断することなので、そこを押さえておく必要があります。 　校内での使用ルールは、授業中は必ず預けることになっています。
副会長	授業中に携帯電話を学校が預かるとありましたが、100パーセント実行できていますか。
委員	ほぼ100パーセント実行できています。
副会長	もし出さなくてもルールやモラルは守っているということですね。
委員	はい
副会長	学校の現状をお話しいただきましたが、保護者の視点ということで子ども会の藤元委員お願いします。
委員	少し厳しい事を言いますが、この協議会の中での話は、２歩も３歩も遅れていると思います。 　学校の先生方も、１歩遅れていると思います。 　息子のスマホの中を見るようにしていますが、衝撃的な映像や内容があったので、息子には厳しく指導しています。
副会長	公募委員の大江委員さんよろしくお願いします。
委員	親は何かトラブルが発生した時に、すぐに対応できる準備をしておくことが大切だと思います。 　先程の委員の話を聞き、その準備だけではなく、子どもと日頃から何かあるとすぐに相談できるような関係を作っておく必要があると感じました。
副会長	親子の関係性というお話がありましたが、先程、学校からも話があったように、学校もジレンマを持って

	いる部分があるのですね。 　私も元教師ですが、講演会に来てほしい親が来てくれない。それも一人二人だけじゃないというところに課題があるように思います。 　松田委員どうでしょう。この件でご意見をお願いします。
委員	先ほどの委員のご意見のように、普段から雑談や無駄話など、何でも話をすることが大事だと思います。 　保護者が子どもに対して、コントロール不全の状態を作らないことを願っています。
副会長	子ども自身が身に付けなければならないか、社会人として、先輩としてご意見があればと思います。青年会議所の金田委員お願いします。
委員	子どもたちは、好奇心旺盛です。 　ルールを作っても、必ず破るという認識でいないといけないと思う。 　高額請求や架空請求がきた。ＳＮＳでいじめがあった。そういった時に、相談できる相手がいるか。 　ルールを破った上で相談できる関係性、そういったものが構築できているか。 　いざという時の相談先があることは、大きな犯罪に巻き込まれるかどうかの境目になってくるのではないかと思う。
副会長	子どもはまず、ルールを破ることを前提に対応していかなければならないということですが、ＰＴＡの梶原様お願いします。
委員	ＰＴＡの講演会で、インターネットの講演会をするが、初心者からすると、一からネットの環境について勉強をしていかないと理解ができない。 　ネットのトラブルでは、親にも責任があると思いますが、ある程度ネットの知識が学べるような講演会もあればと思います。
副会長	体育協会の藤原委員ご意見をお願いします。

委員	小中学生に対し、タブレット端末を与え教育を進めるのであれば、対策をするのは与え側だ。という考えだと思います。 私は小学生にバレーを教えていますが、最近の保護者は預けたら、預けっぱなしです。 本当に大変難しい問題だと思っています。セキュリティの問題等様々な話が出たが、親としてある程度の覚悟が必要だと思う。
副会長	社協の長尾委員ご意見をお願いします。
委員	今はインターネットを通じていろんな情報を売ることが当たり前になってきていて、それを考え、どう指導していくのかと思う。 私は地域で、子どもの見守り隊や、芳田ふれあいの会の活動に参加しながら、子どもの様子や、地域の様子を見ながら、子どもに話しかけ、その返答で子どもの様子を把握している。 このような活動を通じて、子どもたちがどのように行動しているかを把握する必要があると思う。
副会長	社会教育委員の藤原委員、ご意見をお願いします。
委員	スマートフォンやタブレット端末は、小学校低学年から使い方等の説明することは重要だと思う。 学校の先生ではできないこと、家庭ではできないことがあるので、専門家に来ていただき、子どもにも、大人にも詳しく説明をしていただきたい。 また、学校に関係していない一般の方にも、使い方だけではなく、危険性を広く知らせる方法があればいいのではと思います。 機器を有効活用することも重要ですが、コミュニケーション不足が一番の原因なのではと感じました。
副会長	連合区長会の生田委員ご意見をお願いします。
委員	インターネットのリスクは非常に高いと思うが、利便性の方が勝っていると、個人的に思う。 慎重に進めることも大切だと思いますが、信じて子

	どもに委ねることが肝要だと個人的にも思っている。
副会長	行政の役割の視点で、西脇警察署長の岡田委員、ご意見をお願いします
委員	インターネットの危険性は大人も、子どもも十分わかっていると思う。 ただ、ＳＮＳで相手が見えないことで、虚偽や詐欺等の情報が多く含まれている。 児童ポルノや児童買春、脅迫、強要、誘拐、拉致、殺人等の重要な事件も発生しており、これらの事件に巻き込まれる可能性もある。 皆様方から、インターネットの危険性等講話のご要望があれば、警察の生活安全課へ連絡いただければ、署員や県警本部から専門の者を招聘することもできるので、今後活用していただければと思います。 当署のネットワーク犯罪で、昨年は児童ポルノの事案も発生しています。また、サイバー犯罪の相談については、詐欺や悪質商法関係等に関するものや、名誉棄損、中傷等々に当たるもの、自身の口座から他人口座へ現金を送金された不正アクセスなどのインターネットに絡む事案というのが多数発生しています。 正しく利用すれば非常に有効なインターネットでありますが、一歩間違えれば危険をはらんでいます。
副会長	今後、チャットをどのように活用できるか、実験ですけども、皆様のご協力いただいて実行したいと思います。 また、タブレット端末を安全に、かつ、効果的に運用することができるように、学校・家庭・地域・行政それぞれの役割が子どもたちをはじめ、学校や家庭の一助となるよう、事務局でとりまとめ、保護者をはじめとする市民に周知することといたします。 次回２月のこの協議会までに原案を示し、そこで決定することといたします。 それでは、これをもちまして協議を終わります。
	閉会
幹事	最後に、閉会のことばを片山会長お願いします。

会長	以前は、中学校で保護者とクラブ活動の顧問との連絡はメールでやっていました。 今でも、担任と保護者の間は、メールで連絡を取っておられますか。
委員	連絡メールは小・中学校全て入っています。 全保護者のメールはすべて確認しています。
委員	部活単位でグループのメールが、クラス単位では作っていません。 学校からもできますが、それぞれの判断で行っています。
会長	クラスではないのですね。わかりました。
委員	一方的にこちらから送りますが、欠席等の連絡はしていません。
会長	本日のご意見でもありましたが、３歩の遅れを２歩にするため、様々なご意見をいただけたと思いますので、２月の本協議会で議論したいと思います。
幹事	これをもちまして、協議会を閉会させていただきます。
問合せ先	西脇市青少年センター